

○桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月28日

規則第59号

改正 平成28年 3月31日規則第15号

改正 平成28年 7月25日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年桑名市条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）及び条例の定めるところによる。

(条例別表第1に定める事務)

第3条 条例別表第1の1 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行われる外国人に対する措置（以下「外国人に対する生活保護」という。）の実施に関する事務
- (2) 外国人に対する生活保護の開始又は保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 職権による外国人に対する生活保護の開始又は変更に関する事務
- (4) 外国人に対する生活保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 外国人に対する生活保護を受けている者に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 外国人に対する生活保護に要する費用の返還に関する事務
- (7) 外国人に対する生活保護に係る徴収金の徴収に関する事務

2 条例別表第1の2 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 桑名市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年桑名市告示第179号）第5条の規定による用具の給付の申請の受理及び同要綱第6条の規定による申請内容の審査又はその申請に回答する事務
- (2) 桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱（平成16年桑名市告示第78号）第5条の規定による助成金の支給の申請の受理及び同要綱第6条の規定による申請内容の審査又はその申請に回答する事務
- (3) 桑名市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱（平成16年桑名市告示第79号）第4条の規定による乗車券の交付の申請の受理、その申請内容の審査又はその申請に回答する事務

3 条例別表第1の3 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 桑名市福祉医療費の助成に関する条例（平成16年桑名市条例第89号）第4条に規定する受給資格の認定及び更新に関する事務
- (2) 桑名市福祉医療費の助成に関する条例第9条に規定する助成の申請内容の審査及び助成の決定に関する事務

4 条例別表第1の4 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 桑名市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年桑名市告示第54号）第4条の規定による用具の給付の申請の受理及び同要綱第5条の規定による申請内容の審査又はその申請に回答する事務

5 条例別表第1の5 教育委員会の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 桑名市就学援助条例（平成28年桑名市条例第18号。以下「就学援助条例」という。）第5条の規定に基づき行う就学援助の受給資格の認定の申請の受理及び同条例第6条第1項の規定に基づき行うその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「就学援助認定事務」という。）
- (2) 就学援助条例第10条に基づき行う変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（以下「就学援助変更事務」という。）
- (3) 就学援助条例第11条第1項第2号による就学援助の停止又は取消を行う場合における当該停

止又は取消に係る事実についての審査に関する事務（以下「就学援助停止等事務」という。）

（条例別表第2に定める事務及び特定個人情報）

第4条 条例別表第2の1 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の1 市長の項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法の規定に準じて行われる外国人に対する保護の実施、保護の開始若しくは保護の変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

(2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

2 条例別表第2の2 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の2 市長の項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第5号に係る部分に限る。） 児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第6号及び第6号の3に係る部分に限る。） 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

3 条例別表第2の3 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表3 市長の項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 外国人に対する生活保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 外国人であって、現に生活保護を受けているとしないにもかかわらず、生活保護を必要とする状態にある者若しくは生活保護を受けていた者（以下この号において「外国人要保護者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 外国人要保護者等に係る雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項の失業等給付の支給に関する情報

ウ 外国人要保護者等に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報

エ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

オ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報

カ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報

キ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報

ク 外国人要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止又は生活保護法第55

条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報

- ケ 外国人要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人への就労自立給付金の支給に関する情報
  - コ 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
  - サ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
  - シ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
  - ス 外国人要保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
  - セ 外国人要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
  - ソ 外国人要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
  - タ 外国人要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
  - チ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6の自立支援給付の支給に関する情報
  - ツ 外国人要保護者等に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報
  - テ 外国人要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報
  - ト 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
  - ナ 外国人要保護者等に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金又は同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報
  - ニ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報
- (2) 外国人に対する生活保護の開始又は生活保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 職権による外国人に対する生活保護の開始又は変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 外国人に対する生活保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 外国人に対する生活保護に係る徴収金の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報
- 4 条例別表第2の4 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の4 市長の項の規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 地方税法第323条の市町村民税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
  - (2) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
  - (3) 地方税法第454条の軽自動車税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 5 条例別表第2の5 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の5 市長の項の規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報

とする。

- (1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
  - (2) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- 6 条例別表第2の6 市長の項の規則で定める事務は、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の6 市長の項の規則で定める特定個人情報、改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報とする。
- 7 条例別表第2の7 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の7 市長の項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
  - (2) 老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 8 条例別表第2の8 市長の項の規則で定める事務は、老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の8 市長の項の規則で定める特定個人情報は、老人福祉法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。
- 9 条例別表第2の9 市長の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条第1項、第31条の7第1項又は第33条第1項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の9 市長の項の規則で定める特定個人情報は、当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。
- 10 条例別表第2の10 市長の項の規則で定める事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の10 市長の項の規則で定める特定個人情報は、母子保健法第20条の措置に係る未熟児（以下この条において「被措置未熟児」という。）又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。
- 11 条例別表第2の11 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の11 市長の項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人への就労自立給付金の支給に関する情報
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
  - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報
  - (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の

保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

12 条例別表第2の12 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の12 市長の項の規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(5) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者に係る生活保護実施関係情報

(6) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(7) 介護保険法施行規則第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(8) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(9) 介護保険法施行規則第83条の6（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(10) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

13 条例別表第2の13 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の13 市長の項の規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(5) 桑名市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定による用具の給付の申請の受理及び同要綱第6条の規定による申請内容の審査又はその申請に応答する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当

- 該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- (6) 桑名市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定による用具の給付の申請の受理及び同要綱第6条の規定による申請内容の審査又はその申請に応答する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (7) 桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱第5条の規定による助成金の支給の申請の受理及び同要綱第6条の規定による申請内容の審査又はその申請に応答する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (8) 桑名市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱第4条の規定による乗車券の交付の申請の受理、その申請内容の審査又はその申請に応答する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- 14 条例別表第2の15 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の15 市長の項の規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 桑名市福祉医療費の助成に関する条例第2条第1項に規定する障害者に対する同条例第4条に規定する受給資格の認定及び更新に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請を行う助成対象者（桑名市福祉医療の助成に関する条例第3条に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。）に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）に関する情報
- イ 当該申請を行う助成対象者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- ウ 当該申請を行う助成対象者並びにその配偶者及び扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
- エ 当該申請を行う助成対象者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の措置に関する情報
- オ 当該申請を行う助成対象者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付に関する情報及びその障害の程度に関する情報
- カ 当該申請を行う助成対象者に係る住民票関係情報
- (2) 桑名市福祉医療費の助成に関する条例第2条第2項に規定する一人親家庭等の母、同条第3項に規定する一人親家庭等の父又は同条第4項に規定する一人親家庭等の児童に対する同条例第4条に規定する受給資格の認定及び更新に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請を行う助成対象者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
- イ 当該申請を行う助成対象者及び桑名市福祉医療の助成に関する条例第2条第4項第1号に定める者を現に扶養している者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- ウ 当該申請を行う助成対象者及び桑名市福祉医療の助成に関する条例第2条第4項第1号に定める者を現に扶養している者に係る児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報
- エ 当該申請を行う助成対象者に係る市町村民税に関する情報
- オ 当該申請を行う助成対象者の配偶者、扶養義務者及び養育者で、生計を維持するものに係る市町村民税に関する情報
- カ 当該申請を行う助成対象者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の措置に関する情報
- キ 当該申請を行う助成対象者に係る住民票関係情報
- (3) 桑名市福祉医療費の助成に関する条例第2条第5項に規定する子どもに対する同条例第4条に規定する受給資格の認定及び更新に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請を行う助成対象者及びその保護者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
- イ 当該申請を行う助成対象者又はその保護者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- ウ 当該申請を行う助成対象者の保護者に係る市町村民税に関する情報
- エ 当該申請を行う助成対象者の保護者に係る児童手当法による児童手当の支給又は特例給付の支給に関する情報

- オ 当該申請を行う助成対象者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の措置に関する情報
- カ 当該申請を行う助成対象者及び助成対象者同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
- (4) 桑名市福祉医療費の助成に関する条例第9条に規定する助成の決定に関する事務 助成対象者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- 15 条例別表第2の16 市長の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の16 市長の項の規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 桑名市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第4条の規定による用具の給付の申請の受理及び同要綱第5条の規定による申請内容の審査又はその申請に応答する事務 当該申請を行う児童と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- (2) 桑名市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第4条の規定による用具の給付の申請の受理及び同要綱第5条の規定による申請内容の審査又はその申請に応答する事務 当該申請を行う児童と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報  
(条例別表第3に定める事務及び特定個人情報)
- 第5条 条例別表第3の1 市長の項の規則で定める事務は、生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務とし、同表の1 市長の項の規則で定める特定個人情報は、要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報とする。
- 2 条例別表第3の2 市長の項の規則で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務とし、同表の2 市長の項の規則で定める特定個人情報は、要支援者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。
- 3 条例別表第3の3 市長の項の規則で定める事務は、外国人に対する生活保護の実施に関する事務とし、同表の3 市長の項の規則で定める特定個人情報は、外国人要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。
- 4 条例別表第3の4 教育委員会の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する次の各号に掲げる事務とし、同表の4 教育委員会の項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 就学援助認定事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法第7条第4号に規定する情報（以下「住民票関係情報」という。）
- ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 就学援助変更事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
- ウ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 就学援助停止等事務 次に掲げる情報
- ア 当該停止又は取消の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- イ 当該停止又は取消の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
- ウ 当該停止又は取消の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- 5 条例別表第3の5 教育委員会の項の規則で定める事務は、就学援助条例に定める就学援助に関する事務のうち、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務を除く 次の各号に掲げる事務とし、同表の5 教育委員会の項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる

事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 就学援助認定事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(2) 就学援助変更事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

ウ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(3) 就学援助停止等事務 次に掲げる情報

ア 当該停止又は取消の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

イ 当該停止又は取消の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

ウ 当該停止又は取消の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。